

2025 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 Fast Fitness Japan
代表者名 代表取締役社長 山部 清明
(コード番号：7092 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 CFO 総合企画本部長 三井 規彰
(TEL. 03-6279-0861)

会 社 名 株式会社 JG35
代表者名 代表取締役 中坪 武之

**株式会社 JG35 による株式会社 Fast Fitness Japan (証券コード：7092) の株券等
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 JG35 は、2025 年 12 月 1 日、株式会社 Fast Fitness Japan の株券等を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 JG35 (公開買付者) が、株式会社 Fast Fitness Japan (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 12 月 1 日付「株式会社 Fast Fitness Japan (証券コード：7092) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 JG35
代表者名 代表取締役 中坪 武之

**株式会社 Fast Fitness Japan（証券コード：7092）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 JG35（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 12 月 1 日、株式会社 Fast Fitness Japan（証券コード：7092、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義します。以下同じです。）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、本不応募株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動の支配及び管理を主たる目的として、2025 年 10 月 21 日付で設立された株式会社であり、本日現在、日本成長投資アライアンス株式会社（以下「JGIA」といいます。）及びその子会社又は関連会社が発行済株式の全てを所有する株式会社 JG28 が無限責任組合員である JG29 投資事業有限責任組合（以下「JG29」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。なお、本日現在、JGIA 及び公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

今般、公開買付者は、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本取引は、対象者の取締役会長であり株主である大熊章氏（以下「章氏」といいます。所有株式数：405,800 株、所有割合（注 1）：2.13%）（注 2）が、創業家の資産管理会社であるオーク（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者に出資を行う予定であり、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定であることから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 3）に該当します。

（注 1）所有割合とは、（i）対象者が 2025 年 11 月 14 日に公表した「2026 年 3 月期第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数（18,771,180 株）から、（ii）2025 年 9 月 30 日時点の対象者が所有する自己株式数（16,568 株）を控除した株式数（18,754,612 株）に、（iii）対象者から 2025 年 9 月 30 日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権 333 個の目的となる対象者株式数（259,740 株）を加算した株式数（19,014,352 株）（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。

（注 2）なお、章氏の所有株式（405,800 株）のうち譲渡制限付株式報酬として章氏に付与された対象者の譲渡制限付株式 15,500 株（以下「本譲渡制限付株式（章氏）」）といいます。所有割合：0.08%）については、割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により付与対象者の有する株式が 1 株に満たない端数のみとなることとなる場合に限り、）の効力発生日が到来する場合には、効力発生日の前営業日において、対象者が無償取得するものとされております。そのため、対象者の株主を公開買付者及びオークのみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続においては、上記割当契約書の規定に従い、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生日の前営業日をもって、本譲渡制限付株式（章氏）については、対象者において無償取得する予定です。

（注 3）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付け

を行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025 年 12 月 1 日付で、株式会社オーク（以下「オーク」といいます。）（注 4）との間で、公開買付不応募契約を締結し、オークは、その所有する対象者株式 9,108,900 株（所有割合：47.91%。以下「本不応募株式」といいます。）の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会において、本不応募株式に関して、本株式併合に関連する議案にオークが賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後にオークが対象者による本不応募株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応じて本不応募株式の全てを対象者に売却する旨等を合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、（i）本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、（ii）仮にオークが本不応募株式を本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額とほぼ同額となる金額に設定することにより、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

（注 4）オークは、対象者の創業家の資産管理会社であり、本日現在、対象者の取締役会長かつ創業家の 1 人である章氏が代表取締役を務め、章氏並びに章氏の親族である章太氏及び絢子氏（それぞれ以下に定義します。）がその発行済株式の全てを所有しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 12 月 1 日付で、対象者の創業家である（i）章氏（本譲渡制限付株式（章氏）を除く所有株式数：390,300 株、所有割合：2.05%）、（ii）大熊章太氏（以下「章太氏」といいます。章太氏が野村信託銀行株式会社を受託者とする管理有価証券信託に拠出している対象者株式数：702,000 株、所有割合：3.69%）、（iii）大熊絢子氏（以下「絢子氏」といいます。絢子氏が野村信託銀行株式会社を受託者とする管理有価証券信託に拠出している対象者株式数：702,000 株、所有割合：3.69%）、及び（iv）対象者の従業員である高嶋淳氏（所有株式数：428,680 株、所有割合：2.25%）（以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、公開買付応募契約を締結し、本応募合意株主は、本譲渡制限付株式（章氏）を除く所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：2,222,980 株、所有割合の合計：11.69%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

さらに、オーク及び JG29 は、対象者が日本における「エニタイムフィットネス」のマスター・フランチャイジーとしてサブ・フランチャイズを許諾する権利に関するマスター・フランチャイズ契約を締結している Anytime Fitness Franchisor, LLC のグループ会社であり、対象者の株主である RM Japan, LLC（以下「RM Japan」といいます。所有株式数：1,443,000 株、所有割合：7.59%）の親会社である Purpose Brands Intermediate, LLC（以下「PB」といいます。）との間で、Agreement（以下「本 PB 関連契約」といいます。）を 2025 年 11 月 27 日付で締結し、本 PB 関連契約において、PB が RM Japan をして、RM Japan が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させるものとする旨を合意しております。

加えて、公開買付者は、2025 年 12 月 1 日付で、（v）対象者の顧問弁護士である Shane Intihar 氏との間で、公開買付応募契約を締結し、その所有する第 5 回新株予約権 333 個（目的となる対象者株式数：259,740 株、所有割合：1.37%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

- （1） 対象者の名称
株式会社 Fast Fitness Japan
- （2） 買付け等を行う株券等の種類
 - ①普通株式
 - ②新株予約権

2018 年 3 月 2 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「本

新株予約権」といいます。) (行使期間は2020年3月6日から2028年3月2日まで)

(3) 買付け等の期間

2025年12月2日(火曜日)から2026年1月20日(火曜日)まで(30営業日)

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,315円

第5回新株予約権1個につき、金1,761,240円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,905,452(株)	3,254,600(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(3,254,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(9,905,452株)を記載しております。これは、潜在株式勘案後株式総数(19,014,352株)から、本不応募株式(9,108,900株)を控除した株式数(9,905,452株)です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(7) 決済の開始日

2026年1月27日(火曜日)

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年12月2日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条第(e)項又は第 14 条第(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれら「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式、対象者の新株予約権又はそれらに関連する有価証券を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。